令和4年度自動車環境総合改善対策費補助金申請スキーム・日程

●事業Ⅰ（電気バス、プラグインハイブリッドバス、燃料電池タクシー、超小型モビリティ、充電設備等の導入）

○手続きの流れ

(1)事業計画書の提出≪運用方針第1号様式≫
補助金の申請には『補助事業の認定』を受ける必要があります。

申請期間：令和4年4月4日（月）～4月22日（金）

(2)交付申請書の提出≪交付要綱第1号様式≫
補助事業の認定を受けた後は、以下の期限までに交付申請書を窓口に提出して下さい。

申請期限：認定通知書到着後20日以内（原則）

(3)実績報告書≪交付要綱第11号様式≫、
詳細実績報告書≪運用方針第3号様式≫**の提出**
補助金の交付決定通知を受け、補助事業が終了（補助対象自動車の導入後約1か月の実証運行を実施した）後、以下の期限までに実績報告書を窓口に提出して下さい。
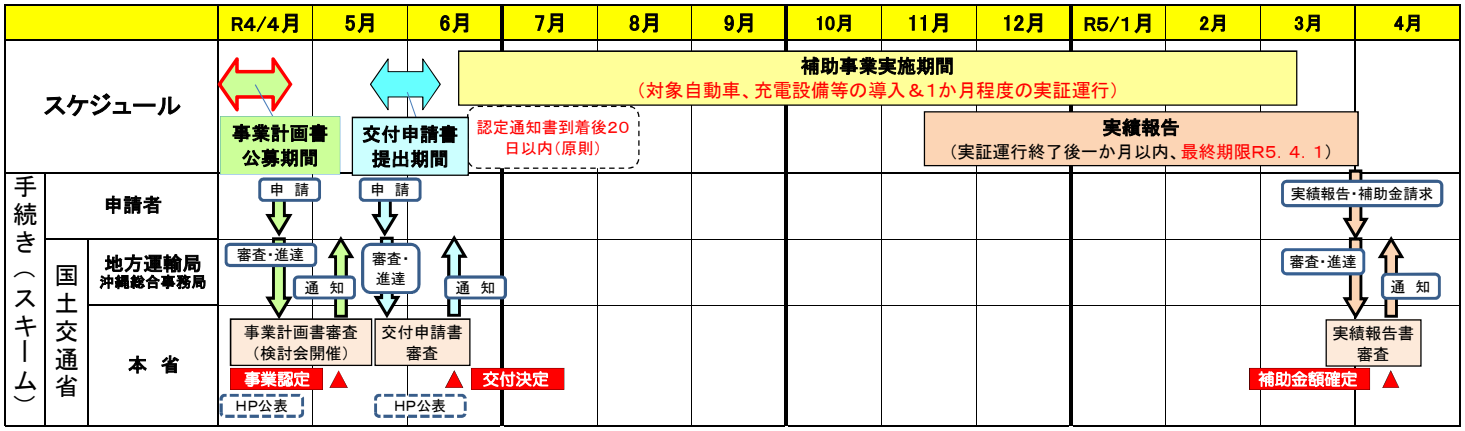
提出期限：事業終了日から30日以内
又は令和5年4月1日のいずれか早い日まで